

議案第125号 「北九州市漁港管理条例等の一部改正について」

1 議案提出理由

利用料金制度を導入している公の施設において、指定管理者が業績不振等の理由で指定取消しとなった場合、一時的に市が直営（業務委託等）で対応することになるが、現在の各施設の設置管理条例の内容では、利用料金を市が使用料として収受できない事態が想定される。

そうした不測の場合でも速やかに使用料を徴収できるように、利用料金を規定する北九州市漁港管理条例等11条例について、特例規定を追加する条例改正を行う。

2 改正条例

- (1) 北九州市漁港管理条例
- (2) 北九州市病院事業の設置等に関する条例
- (3) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例
- (5) 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
- (6) 北九州市港湾施設管理条例
- (7) 北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例
- (8) 北九州市環境ミュージアム条例
- (9) 福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例
- (10) 北九州市平尾台自然の郷条例
- (11) 北九州市響灘ビオトープ条例

3 改正内容

北九州市漁港管理条例等11条例に、指定管理の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例を追加する。

- (1) 指定管理者の指定の取消し等を行ったときは、当該指定管理者に代わり市が施設の管理を自ら行う。
- (2) 指定の取消し等の日前に、当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った行為は、市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。
- (3) 市は、施設の使用につき、(2)の指定管理者が市長の承認を受けて定めた利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 施行期日(関係法令など)

公布の日